

☆ 雇用保険料免除対象高年齢労働者について ☆

保険年度の初日(4月1日)において、満64歳以上の一般被保険者は、雇用保険に係る労働保険の一般保険料は労使とも免除されます。したがって、**今回の年度更新(H28年度確定・H29年度概算分)の保険料免除対象労働者は、昭和27年4月1日生まれ以前**の人です。なお、年度中途において満64歳となる者については、その年度の保険料は、労使とも負担することになります。

※昭和27年4月2日～昭和28年4月1日生まれの人は、来年度(平成29年度)からの免除対象者になりますが、保険料は平成29年4月分の給与から控除しないで下さい！

今回の年度更新

生年月日	昭和27.4.1	昭和27.4.2 ∩ 昭和28.4.1	昭和28.4.2 ∩ 昭和29.4.1
内訳	以前の人		
H28年3月31日時点の年齢	64	63	62
H29年3月31日時点の年齢	65	64	63
H30年3月31日時点の年齢	66	65	64
平成28年度確定保険料	免除	免除されません	免除されません
平成29年度概算保険料	免除	免除	免除されません

H29.4.1から保険料を引かなくてよい人 H30.4.1から保険料を引かなくてよい人

◎ 毎年、間違いの多いポイントです！！
 分からないときは、上記の表を参考にして、
 従業員(高齢者)の生年月日で判断して下さい！

記入例

提出期限は4月20日（木）

※受理印を押印してご返却致しますので、控が必要な場合はコピーしてお持ち下さい。

組織様式第5号

労働保険料算定基礎賃金等の報告

平成28年度確定 平成29年度概算

平成29年3月21日 作成

所在地や代表者に
変更があれば、別途
ご連絡下さい。

住所: 〒 550-0022
大阪市西区〇〇1-2-3

事業場名: 株式会社 〇〇商会

事業主名: 代表取締役 大阪 太郎

事業場TEL: 06-6582-0000

労働保険番号
府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番 料変
27 3 3 941010 123

雇用保険事業所番号
2703 - 000123 - 4

事務組合名 西工業会労働保険事務組合
(TEL 06-6582-0910)

3. 事業の概要 [5607]
機械器具・ボルト製造
販売

4. 特掲事業
1. 該当する
2. 該当しない

5. 新年度賃金見込額
○ 前年度と同額
○ 前年度と変わる
千円
千円
3. 委託解除年月日
年 月 日

6. 延納の申請
1. 一括納付
2. 分割(3回)

必ず記入!

今年度の賃金見
込額が前年に比
べ大幅に変動(2
分の1以下又は
100分の200以上)
する場合のみ、そ
の見込額を記入し
て下さい

※注意
(1)の常用労働者と、
(5)の被保険者の人数
が、相違する場合は、
理由をお知らせ下さい。

※交通費(定期代)を
別途、現金や現物
支給している場合は、
必ず賃金額に合算
して下さい。

項目 月別	1. 労災保険対象労働者数及び賃金								2. 雇用保険対象被保険者数及び賃金							
	(1)常用労働者		(2)役員で労働者扱いの者 (業務執行権を有する者の指示を受け 労働に従事し、賃金を得ている者等)		(3)臨時労働者 (パート・タイマー・アルバイト等)		(4)合計 (1)+(2)+(3)		(5)被保険者 (日雇労働者等に支払った賃金を含む なお、パート・タイマー・アルバイト等雇用関係の 労働者数は労災保険対象労働者数に含めない)		(6)役員で被保険者扱いの者 (給与支払等の欄からみて 労働者の性格の強い者)		(7)合計 (5)+(6)		(8)うち高齢労働者分 (年度の初月において 満64歳以上の者)	
	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金
4月	2	700,000			1	50,000	3	750,000	4	900,000		4	900,000	1	500,000	
5月	2	700,000			1	40,000	3	740,000	4	900,000		4	900,000	1	500,000	
6月	2	700,000			1	60,000	3	760,000	4	900,000		4	900,000	1	500,000	
7月	2	700,000			1	55,000	3	755,000	4	900,000		4	900,000	1	500,000	
8月	2	700,000			1	45,000	3	745,000	4	900,000		4	900,000	1	500,000	
9月	2	700,000			1	60,000	3	760,000	4	900,000		4	900,000	1	500,000	
10月	2	700,000			1	43,200	3	743,200	4	900,000		4	900,000	1	500,000	
11月	2	700,000			1	48,800	3	748,800	4	900,000		4	900,000	1	500,000	
12月	1	250,000			1	87,000	2	337,000	3	700,000		3	700,000		(11月に退職)	
1月	1	250,000			1	58,000	2	308,000	3	700,000		3	700,000			
2月	1	250,000			1	43,000	2	293,000	3	700,000		3	700,000			
3月	1	250,000			1	54,000	2	304,000	3	700,000		3	700,000			
賞与等 7月	2	1,000,000					2	1,000,000	4	1,500,000		3	1,500,000	1	500,000	
賞与等 12月	1	500,000					1	500,000	2	1,000,000		2	1,000,000			
賞与等 賞与等																
合計		8,100,000				644,000	2	8,744,000		12,500,000			3	12,500,000	1	4,500,000

ここ(8)欄に記入
する高齢労働者
の賃金は、必ず左
記(4)(7)欄にも
含めておいてくださ
い。

なお、対象者は雇
用保険加入者の
みです。

※出向社員の労
災保険料は、出向
先事業場にて申告
納付する義務があ
ります。それはそ
の者が出向先で労
災事故にあった時
に、労災申請する
のはその出向先の
事業主であり、そ
の出向者の保険
料についても、出
向先事業場の保
険料率により算定
納付されるべきだ
からです。

8 4月～翌年3月の総人数 12ヶ月 小数点以下は切り捨てて記入 ※ただし、1人未満のときは1人とする

出向者 2名あり ←他社への出向者の人数はここへ記入

新たに加入者や
脱退者がいる場合は、
所定の変更用紙を
お送りしますので、
至急、ご連絡下さい。

No	9. 特別加入者の氏名	10. 承認された 基礎日額	11. 適用月数 確定 概算	12. 希望する 基礎日額	No	9. 特別加入者の氏名	10. 承認された 基礎日額	11. 適用月数 確定 概算	12. 希望する 基礎日額	No	9. 特別加入者の氏名	10. 承認された 基礎日額	11. 適用月数 確定 概算	12. 希望する 基礎日額	
1	大阪 太郎	10,000	12 12 10,000		2	大阪 次朗	8,000	12 12 10,000		3	大阪 良子	5,000	3 0 0		
4	(前年と同じ日額で継続する場合) ↑														
7	志賀 健	10,000	4 12 10,000		5	(日額を変更して継続する場合) ↑									
8	志賀 直人	10,000	12 4 10,000		8	(前年の6月で脱退した場合) ↑									
10	(前年度12月に加入し今年も継続する場合) ↑														
11	(今年の7月で脱退する場合) ↑														

昭和27年4月1日以前
生まれの、被保険者
を記入して下さい
(※雇用保険の加入者のみ)

13. 雇用保険料免除高齢労働者氏名(生年月日)

大阪 三平	11/20/1961

上記のとおり報告します。

平成29年 4月 10日

事業主氏名 記名押印または署名
大阪市西区〇〇1-2-3
株式会社 〇〇商会
代表取締役 大阪 太郎

※必ず記名・押印し、用紙は
2枚とも提出願います!

こちらの算定基礎賃金報告については、エクセルで作成することもできます。
西工業会のホームページ [<http://nis.or.jp>] のトップページ、
『西工業会からの最新のお知らせ』欄からダウンロードしてください。

※ 期限までに報告用紙の提出が出来ない場合は、事前に必ずご連絡下さい。
例えば、3月分の賃金額のみ未確定というときは、2月分まで記入して、
3月分と合計額欄を空欄にして、提出期限日の時点にて一旦FAXして下さい。

〔留意事項〕

労働保険料等の算定に当たっては、対象となる賃金総額を正確に把握することが大切ですので、次の事項に留意して「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」を作成してください。

労働者 労働者とは、職業の種類を問わず、事業に使用される者で賃金を支払われる者をいいます。なお、具体的な取り扱いについては、次の事項を参照してください。

区分	労災保険	雇用保険
法人の役員等	<p>㉠ 法人の取締役・理事・無限責任社員等の地位にある者であっても、法令・定款等の規定に基づいて業務執行権を有すると認められる者以外の者で、事実上業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている者は、原則として「労働者」として取り扱いいます。</p> <p>㉡ 法令又は定款の規定によっては業務執行権を有しないと認められる取締役等であっても、取締役会規則その他内部規定によって業務執行権を有する者と認められる者は「労働者」として取り扱いません。</p> <p>㉢ 監査役及び監事は法令上使用人を兼ねることを得ないものとされていますが、事実上一般の労働者と同様に賃金を得て労働に従事している場合には、「労働者」として取り扱いいます。</p>	<p>原則として被保険者となりません。</p> <p>取締役で部長・工場長などの職にあつて従業員としての身分があり、給与支払の面からみても労働者的性格が強く、雇用関係が明確な者は被保険者となります。</p> <p>ただし、監査役・監事は除きます。</p> <p>(法人の代表者と同居している親族については、通常の被保険者の場合の判断と異なるものではありませんが、事業の規模が零細である場合は、形式的には法人であっても、実質的には代表者の個人事業と同様と認められる場合もあると考えられ、この場合は、通常は事業主と利益を一にしていると思われるので、個人事業主と同居の親族の場合と同様、原則として被保険者としません。)</p>
同居の親族	<p>同居の親族は原則として労災保険上の「労働者」に該当しませんが、同居の親族であっても、常時同居の親族以外の労働者を使用する事業において一般事務又は現場作業等に従事し、かつ、次の条件を満たすものについては、労災保険上の「労働者」として取り扱いいます。</p> <p>㉠ 業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。</p> <p>㉡ 就労の実態が当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。</p> <p>特に(i)始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等及び(ii)賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期等について、就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること。</p>	<p>事業主と同居している親族は、原則として被保険者としません。</p>
パート・タイム・短時間就労者	<p>すべて「労働者」として対象となります。</p>	<p>次のいずれにも該当するもので、その者の労働時間、その他の労働条件が就業規則(就業規則の届出義務が課せられていない事業所にあつては、それに準ずる規程等)において明確に定められていると認められる場合は、被保険者となります。</p> <p>①1週間の労働時間が20時間以上</p> <p>②反復継続して就労する者(31日以上継続して雇用されることが見込まれる者)</p>
派遣労働者	<p>すべて「労働者」として対象となります。</p>	<p>登録型派遣労働者については、同一の派遣元において、次のいずれにも該当するものについては、被保険者となります。</p> <p>①1週間の労働時間が20時間以上</p> <p>②反復継続して派遣就労する者(31日以上継続して同一派遣元に雇用されることが見込まれる者等)</p>
アルバイト	<p>すべて「労働者」として対象となります。</p>	<p>反復継続して就労せず、その者の受ける賃金が家計の補助的なものは被保険者の対象となりません。</p>
高年齢労働者	<p>すべて「労働者」として対象となります。</p>	<p>65歳に達した日以後に新たに雇用されるものは、原則として被保険者となりません。(任意加入により高年齢継続被保険者となった者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除きます。)</p>

賃金総額

賃金とは、賃金、給与、手当、賞与など名称のいかんを問わず労働の対償として事業主が労働者に支払うすべてのものをいい、一般的には、労働協約、就業規則、労働契約などにより、その支払が事業主に義務づけられているものです。

また、現物給付については、原則として所定の現金給付の代わりに支給するもの、つまり、その支給によって現金給付が減額されるものや労働協約において支給が約束されているものは賃金となります。

このような現物給付でも、代金を徴収するものや福利厚生とみなされるものは原則として賃金とはなりません。

なお、下の「労働保険料等の算定基礎となる賃金早見表(例示)」を参照してください。

労働保険料等の算定基礎となる賃金早見表(例示)

賃金総額に算入するもの	賃金総額に算入しないもの
<ul style="list-style-type: none"> ○基本給・固定給等基本賃金 ○超過勤務手当・深夜手当・休日手当等 ○扶養手当・子供手当・家族手当等 ○宿、日直手当 ○役職手当・管理職手当等 ○地域手当 ○住宅手当 ○教育手当 ○単身赴任手当 ○技能手当 ○特殊作業手当 ○奨励手当 ○物価手当 ○調整手当 ○賞与 ○通勤手当 ○定期券・回数券等 ○休業手当 ○創立記念日等の祝金(恩恵的なものでなく、かつ、全労働者又は相当多数に支給される場合) ○チップ(奉仕料の配分として事業主から受けるもの) ○雇用保険料その他社会保険料(労働者の負担分を事業主が負担する場合) ○住居の利益(社宅等の貸与を行っている場合のうち貸与を受けない者に対し均衡上住宅手当を支給する場合) ○いわゆる前払い退職金(労働者が在職中に、退職金相当額の全部又は一部を給与や賞与に上乘せするなど前払いされるもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ○休業補償費 ○結婚祝金 ○死亡弔慰金 ○災害見舞金 ○増資記念品代 ○私傷病見舞金 ○解雇予告手当(労働基準法第20条の規定に基づくもの) ○年功慰労金 ○出張旅費・宿泊費等(実費弁償的なもの) ○制服 ○会社が全額負担する生命保険の掛金 ○財産形成貯蓄のため事業主が負担する奨励金等(労働者が行う財産形成貯蓄を奨励援助するため事業主が労働者に対して支払う一定の率又は額の奨励金等) ○住居の利益(一部の社員に社宅等の貸与を行っているが、他の者に均衡給与が支給されない場合) ○退職金(退職を事由として支払われるものであって、退職時に支払われるもの又は事業主の都合等により退職前に一時金として支払われるもの)